ประกาคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ 6/2569
เรื่อง มาตรการส่งเสริมการลงทุนเพื่อพัฒนาชุมชนและสังคม (กรณีการผลิตน้ำตาลทราย)

非公式訳
投資委員会布告
第 6/2569 号
件名：地域および社会開発のための投資奨励措置（砂糖の製造事業の場合）

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 8/2565 号「投資奨励政策および基準」および仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号「国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置」に引き続き、

地域および社会を開発し、作物の収穫や農業燃料廃棄物の管理のための機械設備の使用を支援し、サトウキビ栽培地域での燃焼を軽減し、農業部門からの PM2.5 粉塵問題を軽減することを目的として、

投資委員会は仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法およびその改定増補の第 16 条の権限に基づき、以下のように発布する。

第 1 項　業種 1.2.7 砂糖の製造において投資奨励を申請したプロジェクトは本措置に基づく恩典が申請できるが、サトウキビ伐採のための機械と設備の支援、燃焼軽減に役に立つサトウキビの葉を圧縮してバイオマス発電所に送ることなど事務局が同意した農業部門からの PM2.5 粉塵問題の軽減への支援の場合に限る。また、仏暦 2569 年（2026 年）の最初の営業日より仏暦 2570 年（2027 年）の最終営業日まで投資奨励を申請すること。

第 2 項　同一プロジェクトに産業高度化措置（Smart and Sustainable Industry）に基づき機械の入れ替えおよび自動化、代替エネルギー使用または環境負荷軽減、およびインダストリー4.0 への向上の分野において投資奨励を申請できる。

第 3 項　その他の条件、恩典は、仏暦 2568 年（2025 年）1 月 30 日付投資委員会布告第 1/2568 号「地域および社会開発のための投資奨励措置」に従う。

発布日：仏暦 2569 年（2026 年）1 月 15 日

エークニティ・ニティタンプラパート
（エークニティ・ニティタンプラパート）
副首相
投資委員会委員長